

## 当社における「女性の活躍を推進するための行動計画」

この行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、当社において女性の活躍を推進する取組を定めたものです。

女性活躍推進法は、我が国が急速な人口減少局面に差しかかり、将来の労働力不足が懸念される中で、男女の人権を尊重し、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するため、女性の活躍の推進が重要と考えられることから、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、国、地方公共団体、民間企業が一体となって対策を進めるために施行された法律です。

当社におきましては、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し、取り組んでまいります。

1. 計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

2. 当社の課題：管理職に占める女性割合が低い。

### 3. 目 標

管理職（課長補佐級を含む）に占める女性の割合を、  
平成27年4月1日比3倍以上とする。

4. 取組内容及び実施時期 （平成29年12月時点での取組状況を追加）

取組1：女性職員を対象としたキャリア意識の醸成等を目的とした研修の実施

H29年9月 女性職員を対象とした研修を実施

H29年12月～ 職員の希望・目標に応じた研修の検討及び実施

取組2：女性職員一人ひとりのキャリア形成を念頭に置いた部署への配属

H29年12月～ キャリア形成についての本人の考え方等を踏まえた部署・  
業務分野への配属

以上